

3 区民等利用施設

(1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
新宿NPO協働推進センター	<ul style="list-style-type: none"> ◆NPO法人等の協働の取組を推進し、地域の課題を解決するための基盤を整備し、区内における社会貢献活動の健全な発展を図るための施設である。 ◆NPO法人等が利用できる会議室、多目的スペースを貸し出すほか、フリースペースを設置している。
しんじゅく多文化共生プラザ	<ul style="list-style-type: none"> ◆日本人と外国人との交流を促進し、文化、歴史等の相互理解を深めるための施設である。 ◆学習コーナー、相談コーナー、資料・情報コーナー、多目的スペースを設置している。
男女共同参画推進センター	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画の推進のための施設である。 ◆図書室、会議室、ワーク室等を設置している。
環境学習情報センター	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境の保全に関する活動を支援するとともに、環境の保全に関する学習及び情報の発信の拠点となる施設である。 ◆展示室、研修室、情報コーナーを設置している。
新宿リサイクル活動センター	<ul style="list-style-type: none"> ◆区内におけるごみの減量のため、リデュース・リユース・リサイクル等の活動を推進する施設である。
西早稲田リサイクル活動センター	<ul style="list-style-type: none"> ◆リユース品販売のほか、日用品修理、フリーマーケット、会議室の貸出などを実施している。
高田馬場創業支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ◆中小企業の経営改革を支援するとともに、創業及び新産業の創出を促し、区内における産業の活性化を図るための施設である。 ◆創業支援のため、シェアード(共有)オフィス、個室オフィス、会議室兼商談室、交流スペースを設置している。
新宿消費生活センター分館	<ul style="list-style-type: none"> ◆消費生活センターの一部として調理室兼商品テスト室、会議室を設置している。

図表 4-3-1 区民等利用施設の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (m ²)	供用開始 年度	構造	併設施設	備考
新宿 NPO 協働推進セ ンター	高田馬場四丁目 36 番 12 号	1,805	昭和 32	RC	備蓄倉庫・私立子ども 園・高田馬場自転車保管 場所	旧西戸山第二中学校、平成 25 年度から現施設
しんじゅく多文化 共生プラザ	歌舞伎町 2-44-1 ハイジア 11 階	248	平成 17	SRC		建物は民間事業者から賃貸借契約 により借用
男女共同参画推進セ ンター	荒木町 16 番地	523	昭和 57	RC		
環境学習情報 センター	西新宿二丁目 11 番 4 号	616	昭和 43	SRC	区民ギャラリー	新宿中央公園内
新宿リサイクル活動セ ンター	新宿区高田馬場四 丁目 10 番 2 号	1,335	平成 25	RC	高田馬場福祉作業所・ 高田馬場駅第一自転 車等駐輪場	
西早稲田リサイクル活 動センター	西早稲田三丁目 19 番 5 号	525	昭和 38	RC		
高田馬場創業支援セ ンター	高田馬場一丁目 32 番 10 号	316	昭和 60	RC	新宿消費生活セン タ一分館	平成 23 年度から 現施設
新宿消費生活 センタ一分館	高田馬場一丁目 32 番 10 号	288	昭和 60	RC	高田馬場創業支援セ ンター	平成 23 年度から 現施設

(2) 施設の現状と課題

- ◆この施設類型は男女共同参画や環境保全など、特定の分野の取組みの推進や普及、活動の場の提供などを目的として開設しているが、区民ニーズや行政需要を踏まえ区の施策の方向性に即した施設サービスのあり方を検討する必要がある。
 - ◆供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで 72.0%と老朽化度は高く、今後、修繕・建替費用の増大が見込まれることから、「4 地域センター」や「6 高齢者交流・活動施設」、「19 生涯学習施設」など集会室機能を有する他の類似施設との機能統合を図る必要がある。

(3) 基本方針

- ◆この施設類型は区の施策にかかる地域の活動拠点としての機能を有するが、区有施設として維持する必要性について再検討すべき施設である。
 - ◆新宿NPO協働推進センター、しんじゅく多文化共生プラザ、**高田馬場創業支援センター**、消費生活センタ一分館、男女共同参画推進センター、環境学習情報センター、リサイクル活動センターについては、**施設の必要性を検討し、区有施設を保有せずサービスを提供する方向の可能性について検討を行う。**
 - ◆今後も維持が必要なものについては、老朽化に伴う大規模な改修・建替えの際に、施設の規模を見直すとともに、他の施設との機能統合を図っていく。

図表 4-3-2 区民等利用施設の施設配置状況

